

第6章 計画の推進体制

1. 計画推進体制の整備

(1) 計画の進行管理

小平市介護保険運営協議会

保健・医療・福祉の関係者、介護サービス等の事業者、介護保険の被保険者、権利擁護・相談事業等を担う関係者、地域ケアに関する学識経験者等により構成される「小平市介護保険運営協議会」において、以下の項目について協議・検討を行い、介護保険制度の円滑な運営を図ります。

- ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進行管理に関する事
- ・地域包括支援センターに関する事
- ・地域密着型サービスに関する事
- ・その他介護保険事業の運営に関する事

会議は、互選により選出された会長のもと、年4回程度開催され、合議制によって運営されます。小平市は、その事務局としての役割を担います。

2. 関係機関等との連携

高齢者保健福祉及び介護保険事業の円滑な推進を図るため、社会福祉協議会、小平市シルバー人材センター、小平市医師会、東京都小平市歯科医師会、小平市薬剤師会、東京都多摩小平保健所等との連携・協力関係を維持していきます。

また、市内で活動するNPO、ボランティアサークル等の市民団体、自治会、高齢クラブ等の組織、協力関係にある民間企業等との連携・協働を推進していきます。

さらに、地域全体で高齢者を支えていくために、様々な担い手同士をつなぐための会議などを開催し、情報共有と連携を推進していきます。

地域保健福祉推進会議

保健・医療及び福祉サービスの実施機関、地域組織並びに関係公共機関の連携の下に、小平市における地域保健福祉活動の推進に関する協議を行います。

《高齢者福祉課》

介護サービス事業所連絡会

介護サービスやその他の高齢者に関する福祉サービスの実施機関と、関係公共機関が連携や調整を行い、小平市における福祉サービスの体制の充実を図ることを目的として連絡会を開催します。

この連絡会を通じて、より一層充実したサービスの提供を行えるよう情報の提供、研修を行います。

《介護福祉課》

3. 国・東京都への要請

介護保険においては、サービス提供側の事業者が、経済・社会の変化により、介護に関わる人材を確保することが難しくなっている状況にあります。

今後は、より一層利用者のニーズに応じた十分なサービスの供給が確保されるよう、国、東京都へ働きかけ等を行っていきます。

その他、社会福祉の根幹的な制度の充実、広域的対応が必要な課題への取り組みや財政支援等については、国や東京都に対して積極的に要請していきます。